

山形大学の新入生のみなさまへ

合格おめでとうございます。ようこそ山形市へ！

～新生活の第一歩～

転入届をお忘れなく！

これから山形市にお住まいになるみなさま、転入届をご提出ください。

※学生の方も住民票の異動手続きをしなければなりません。

転入届に必要なもの

◆転出証明書

お住まいの市区町村の窓口であらかじめ山形市へ転出する届出（転出届）をして、
交付される転出証明書をお持ちください。

※マイナンバーカード（顔写真付き）をお持ちの方には転出証明書が交付されません。
マイナンバーカードをお持ちください。

◆届出人の本人確認資料

【1点提示で確認できるもの】

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート（顔写真有）など、官公署発行の顔写真付きの証明書等。

【2点提示で確認できるもの】

健康保険証、介護保険被保険者証、年金証書など、官公署が発行した証明書等。

◆マイナンバーカード（お持ちの方）

マイナンバーカードの記載変更及びカード内の情報を更新します。

※暗証番号（数字4桁と英数字混在6～16桁）の入力が必要です。

◆委任状（代理人が届出をする場合）

別添参照

届出期間等について

届出期間は、新しい住所に住み始めてから14日以内です。

届出が遅れた場合は、5万円以下の過料に処される場合があります。

なお、3月31日・4月1日は、混雑のため、

待ち時間が長くなっております。

混雑状況については、令和7年3月1日掲載予定の
山形市役所公式ホームページをご覧ください。

山形市HP
QRコード



【二十歳の祝賀式について】

以前住民票のあった市区町村で二十歳の祝賀式に参加したい場合は、それぞれの市区町村にお問い合わせください。（山形市では他市区町村へ住民票を異動した場合でも、山形市の二十歳の祝賀式に出席することを可能としております。）

山形市 市民生活部 市民課

TEL 023-641-1212（内線345, 352）

<http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/>

転入届ができる場所

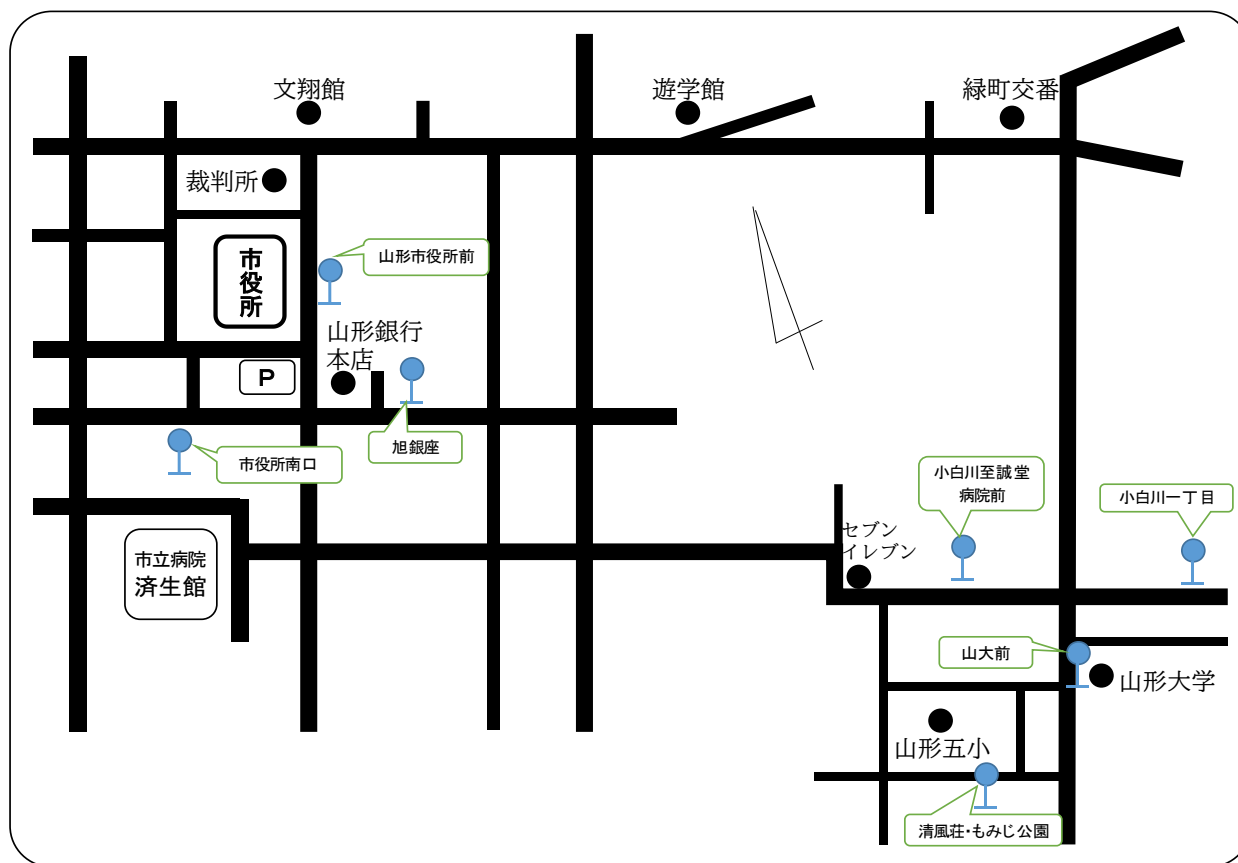
山形市 市民生活部 市民課

山形市旅籠町二丁目3番25号
TEL 023-641-1212 内線345, 352

【受付時間】午前8時30分～午後5時

(※ 土・日曜日、祝日は除く)

年度末・年度初には窓口の受付時間を延長します。
詳しくは、山形市役所公式ホームページをご覧ください。



山形交通バスをご利用の場合

◇ 市役所方面へは

小白川一丁目
小白川至誠堂病院前
七日町四丁目
七日町三丁目

バス停から、山交ビル行きへ乗車
山形市役所前下車

◇ 山大方面へは

旭銀座

バス停から、県庁北口
唐松観音
宝沢
関沢行きへ乗車
最寄りのバス停下車

※ 山大方面のバス停付近には、駐輪場がありませんので、ご注意ください。

ベニちゃんバス 東くるりん
をご利用の場合

◇ 市役所方面へは

清風荘もみじ公園口 ・ 山大前 ・ あこや公園 等
バス停から、乗車 市役所南口下車

◇ 山大方面へは

市役所南口
バス停から、乗車

記載例

※ 委任者本人がすべて自署して下さい。

委任状

(記入日) 令和 年 月 日

受任者
(代理人) 住所
氏名
(窓口に来られる方の住所・氏名)

委任者(この場合、霞城紅子さん)が4箇所全てを書いてください。
※受任者(山形太郎さん)は何も書きません。

に関する住民異動等届出につき、

以下の届出を示します。
・住民異動届出(転入届・転出届・転居届・世帯変更届)
・個人番号カード記載事項変更

自署の場合、押印は必要ありません。
※自署でない場合は押印が必要になります。

○住民異動届出後の住民票の写しの申請及び受領について、

☐ 委任します ☐ 委任しません

(どちらかに ☒ 印を記入ください)

委任者 住所
氏名
(委任する方の住所・氏名・連絡先)(自署の場合は押印不要)
平日昼間の連絡先 () —

(宛先) 山形市長

注) 委任状の偽造又は偽造した委任状の行使をした者は、刑法第159条(私文書偽造等)又は同法第161条(偽造私文書等行使)の規定により罰せられます。

※ 委任者本人がすべて自署して下さい。

委任状

(記入日) 令和 年 月 日

受任者
(代理人) 住所
氏名
(窓口に来られる方の住所・氏名)

○上記の者に、私に関する住民異動等届出につき、
一切の権限を委任します。

※住民異動等届出は以下の届出を示します。

- ・住民異動届出(転入届・転出届・転居届・世帯変更届)
- ・個人番号カード記載事項変更

○住民異動届出後の住民票の写しの申請及び受領について、

☐ 委任します ☐ 委任しません

(どちらかに ☒ 印を記入ください)

委任者 住所
氏名
(委任する方の住所・氏名・連絡先)(自署の場合は押印不要)
平日昼間の連絡先 () —

(宛先) 山形市長

注) 委任状の偽造又は偽造した委任状の行使をした者は、刑法第159条(私文書偽造等)又は同法第161条(偽造私文書等行使)の規定により罰せられます。